

訪問介護重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	株式会社 秀
所在地	旭川市永山7条3丁目1-28
電話番号	0166-74-6166
代表者氏名	齊藤秀彰
事業者が所有するサービス	訪問介護

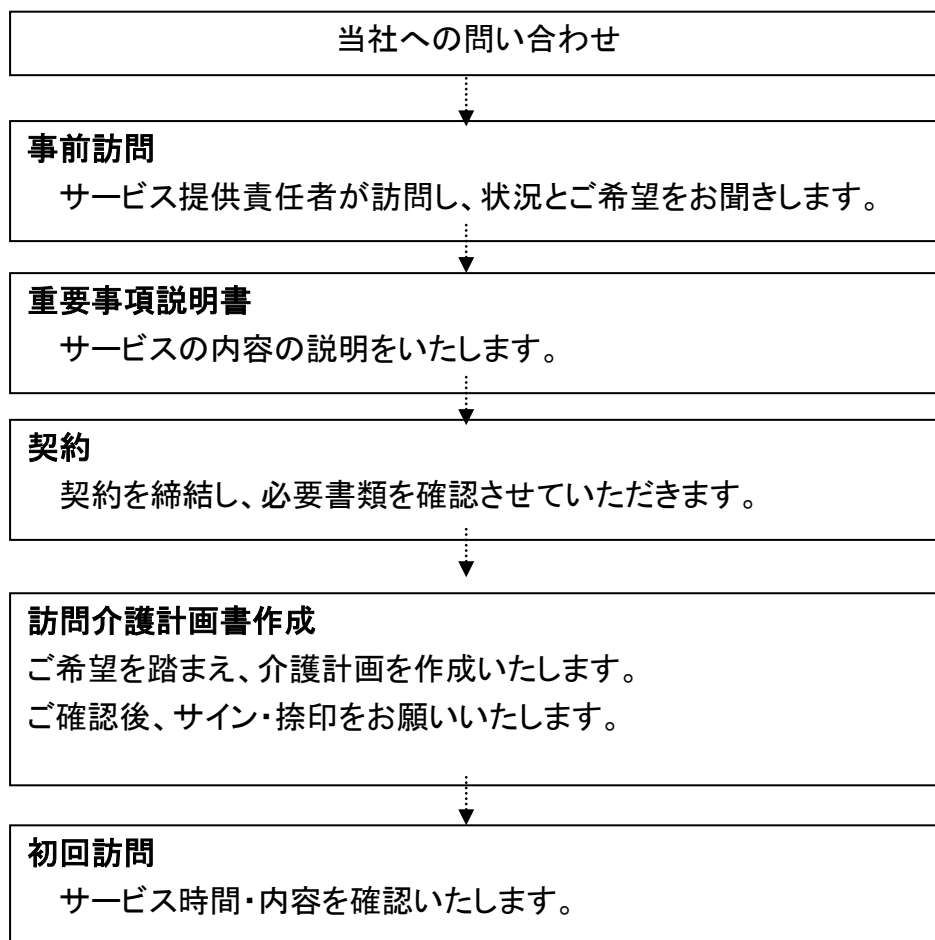
2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ステーション 静療
事業所の所在地	旭川市永山7条3丁目1-26
事業所の電話番号	TEL 0166-74-6166
管理者	齊藤清美
サービス提供責任者	齊藤清美 太田真裕美 齊藤翔平
サービス提供地域	旭川市
サービス提供日	月～金曜日 午前8時30分から午後17時30分までとする。ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。 (休業日・時間外であってもサービスの提供を行なう場合がある)
事業所番号	0172903718(平成28年3月14日更新)
運営方針	可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことの出来るよう、また尊厳を持って安心して生活して頂けるよう配慮し、運営するものとします。

3 事業所の職員体制()は常勤換算

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1(兼)	—	1(兼)	介護福祉士
サービス提供責任者	3	—	3	介護福祉士
ヘルパー			1以上	介護福祉士・ヘルパー2級

4 サービス開始までの流れ



5 サービスの内容

◇◇要介護1～5の方 ◇◇

【サービスの内容】

身体介護 サービス	●食事の介護 ●入浴の介護 ●衣類の着せ替え ●身体の清拭、洗髪等 ●排泄の介護 ●通院時の外出介助
生活援助 サービス	●食事の支度 ●生活必需品の買い物 ●衣類の洗濯 ●病院との連絡 ●居室の掃除、整理等

【サービス提供の方法】

訪問の仕方やサービス内容により、次のような方法があります。

巡回型	1日数回訪問し、おむつの交換や体位の交換などの身体介護を行いません。30分未満のサービスです。
滞在型	週に何回か、1回あたり1時間から2時間程度訪問し、介護や生活支援を行いません。

6 利用料金

(1) 介護保険サービス利用者負担額

・サービス利用による自費負担額は法定利用料に基づく金額です。

介護保険をご利用の方の負担額(1回あたりの料金)

※表の記載例は1割負担です。本人の負担額により変動します。

●身体介護コース

サービス区分	日中	夜間・早朝	深夜
	8:00～18:00	18:00～22:00 6:00～8:00	22:00～6:00
20分未満	163 円	204 円	245 円
30分未満	244 円	305 円	366 円
60分未満	387 円	484 円	581 円
90分未満	567 円	709 円	851 円

●生活援助コース

サービス区分	日中	夜間・早朝	深夜
	8:00～18:00	18:00～22:00 6:00～8:00	22:00～6:00
25分以上45分 未満	179 円	224 円	269 円
45分～	220 円	275 円	330 円

※基本料金(昼間帯)に対して、早朝・夜間帯は25%、深夜は50%の加算になります

集合住宅に居住する利用者へのサービス提供について要件を満たす場合10%～15%の減算になります。

●初回加算 200 円/月

●緊急時訪問介護加算 100 円/月 (介護予防を除く)

●生活機能向上連携加算 (I) 100 円/月 生活機能向上連携加算 (II) 200 円/月

2024年5月末まで

●介護職員処遇改善加算 所定単位数に13.7%を乗じた単位数

●介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位数の42%を乗じた単位数

●訪問介護ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000 加算

2024年6月から

●介護職員等処遇改善加算 II 所定単位数の22.4% 加算

(2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

ご連絡時期	キャンセル料
サービス利用前日の17時まで	無 料
サービス利用日の当日	1,000円

※但し、利用者様の様態の急変など緊急やむをえない事情がある場合は不要です。

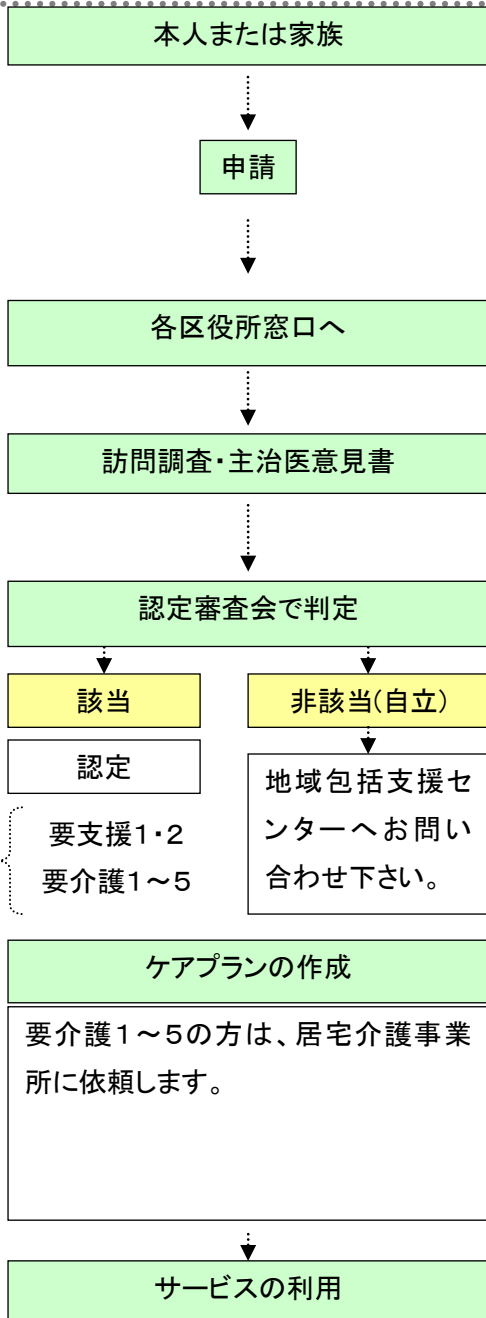
(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月中旬までにご請求いたします。集金方法は、ご都合によりお選び下さい。

◇ 銀行口座…27日振り込み

◇ 集 金…月 末

※振り込みがされない場合は翌月分と合わせて集金をさせていただきます。



① 申請

どの程度の介護が必要かを定めるため、本人又は家族が市の窓口で「要介護認定」の申請をします。

申請は、居宅介護支援事業者や介護保険施設にも頼めます。
介護保険の「保険証」をご持参ください。

② 調査

申請後、調査員がご家庭を訪問し、本人の状態について聞き取りを行います。

また、同時に市町村から直接かかりつけの医師に「意見書」を作成してもらいます

③ 認定

調査結果と主治医の意見書をもとにして、介護または支援が必要か否かの判定を行います。

判定は保健・福祉・医療の専門家で構成される「介護認定審査会」で行い、その結果により市が要介護度の認定をします。

④ サービス計画

サービスを利用するには、まずケアプランの作成を居宅介護支援事業者や地域包括支援センターへ依頼します。ケアプランは、利用限度額の範囲内で、本人と家族の希望に応じながらサービスを組み合わせて作成されます。

⑤ サービス開始

サービス費用の一角を負担して、ケアプランにもとづいたサービスが受けられます。

《サービスご利用にあたって》

1) 訪問介護記録について

・サービス終了時に「訪問介護記録」を記入いたしますので、内容確認後捺印を頂きます。「訪問介護記録」は、生活の記録として保管下さい。

当社では、複写を2年間保管いたします。

・スタッフは、稼働前に前回の記録を確認いたしますので、所定の場所に保管願います。

2) 身分証について

スタッフは常に身分証を携帯し、提示を求められたときはいつでも提示いたします。

3) サービスに使用する用具について

・サービスに必要な用具は、利用者様宅のものを使用させていただきます。

(洗剤・バケツ・オムツ・タオル・車椅子など)

※ 利用者様への安全なサービスを提供するにあたり、状況や内容に応じてプラスチック手袋をご用意しております。

・利用者様のお宅でサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様にご負担いただきます。

4) 車の駐車について

スタッフは車で訪問いたしますので、事前にお聞きした場所に駐車させていただきます。

5) 医療行為について

スタッフは医療行為は出来ませんので、ご理解下さい。

6) お願い

・サービスは、利用者様宅についてからの開始になります。(サービス時間外でのお買い物はいたしません)

・スタッフとの個人的なお付き合いは、ご遠慮ください。(個人の電話番号などはお教えできません)

・金品の受け渡しはご遠慮願います。

7 サービスの終了など

(1) サービスの終了

①利用者様のご都合での解約は、いつでも申し入れることができます。

契約終了を希望する7日前までに事業所に通知下さい。

②事業所が破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

③利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらずお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(2) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②介護保険被保険者証の認定期間が満了し、その後自立となった場合

③利用者が亡くなった場合

8 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①虐待を防止するための指針に基づく対策・委員会の設置・従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置・虐待の発生または、再発を防止するための委員会を開催し拘束廃止への取り組みを行い、意識の啓発を行います。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 苦情処理・カスタマーハラスメントに関する事項

(1) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(2) 以下のような行為があり、ハラスメントと該当すると、みなされる場合契約を解除します。暴力又は乱暴な言動、無理な要求(物を投げつける。刃物をむける。手を払いのける等)・セクシュアルハラスメント(体に触る、手を握る、性的な卑猥な言動等)・その他(個人の連絡の番号を聞く・ストーカー行為等)

10 BCP(業務継続計画)策定について

(1) 自然災害、感染症対策には、BCP 計画、ガイドラインに基づき、ご家族、地域、行政と協力し、ご家族様の安全の確保に努めていきます。非常災害時に実効性の高い対策をとることができるよう周辺地域において想定される、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する計画を策定し感染源の隔絶、除去および感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

感染の状況を踏まえ、ICT 機器も活用し当該対応を実施していきます。

(2) 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、

対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

11 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住 所	
電 話 番 号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名(続柄)	/
住 所	
電 話 番 号	

12 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担 当 者	齊藤清美 太田真裕美 齊藤翔平
-------	-----------------

電話番号	0166-74-6166
受付時間	午前9時から午後5時まで 月曜日から金曜日まで

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

1	永山 地域包括支援センター
2	0166-40-2323
	月曜日から金曜日（祝日休み） 午前9時から午後5時まで

1	旭川市市役所 介護高齢課 介護総合相談
2	0166-25-9119
	月曜日から金曜日（祝日休み） 午前9時から午後5時まで

また、都道府県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市区町村と連携しながら苦情対応を行っています。

窓 口	北海道福祉サービス運営適正化委員会
電話番号	011-204-6310
ファックス	
受付時間	月～金 9～17時（祝祭日、年末年始を除く）

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。訪問介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

《支援事業者》

所在地 旭川市永山7条3丁目1-28
 事業者名 株式会社 秀
 代表者氏名 齊藤 秀彰

《支援事業所》

事業所名 訪問介護ステーション静療

サービス提供責任者